

「興雲閣保存活用計画」概要版

【計画作成年月】平成24年3月

【文化財の名称等】

名称: 島根県指定有形文化財 興雲閣
所在地: 島根県松江市殿町1-59
竣工: 明治36年(1903)9月 指定年月日: 昭和44年(1969年)2月18日
員数: 1棟 所有者: 松江市

【建造物の変遷】

明治36年～昭和15年(1903～1943年) … 松江市工芸品陳列所
明治40年(1907年) … 皇太子嘉仁親王の行啓時の御旅館
昭和15年～19年(1940～1944年) … 海軍人事部分室
昭和20年～27年(1945～1952年) … 県庁仮分室
昭和27年～37年(1952～1962年) … 松江市教育委員会事務局庁舎
昭和48年～平成23年3月(1973年～2011年3月) … 松江郷土館

【計画の目的】

県指定文化財としての歴史的価値を維持向上し、城山公園内の市民や観光客の憩いの場として、また魅力ある観光スポットとして広く親しまれるための活用を行うことを目的とする。

【基本方針】

- ・島根県指定有形文化財
島根県指定有形文化財「興雲閣」であるため、建物の構造形式に変更を加えない。
- ・国指定史跡
国指定史跡「松江城」内に位置するため、地下遺構を保護する。
- ・建造物の名称及び復原時期
平成20年度に外部委員会「興雲閣修理復原・活用検討委員会」が策定した『興雲閣修理復原基本計画』に従い、建造物の名称は「興雲閣」とし、復原時期は、階段室を移設して現在の形態となった明治45年とする。

【計画の概要】

- ・保存管理
これまで根本修理は行われておらず、破損状況に応じてその都度、部分的な修理が行われて現在に至っている。平成24年度以降、根本的な保存修理を実施する。
- ・環境保全
国指定史跡「松江城」内に位置するため、地下遺構を保護する必要がある。『史跡松江城環境整備指針(平成5年5月史跡松江城整備検討委員会)』に従い実施する。
- ・防災
所轄消防機関等の指導を得て実施する。
- ・活用に係る計画
県指定文化財としての歴史的価値を維持向上し、城山公園内の市民や観光客の憩いの場として、また魅力ある観光スポットとして広く親しまれるための活用を行う。

【実施に向けての課題】

保存修理事業の実施にあたって、興雲閣の歴史に関する発見や関係機関との調整等により、新たな課題の発生が想定される。
この「興雲閣保存活用計画」は、より良い保存と活用を実現するために、状況の変化や必要に応じて充実に図っていく。

